

■■■演壇にて■■■

政風会の室岡啓史でございます。議案第 64 号：財産の無償貸付について（新穂潟上温泉）について賛成の立場から討論をいたします。

本案は、2 月末をもって新穂潟上温泉の営業を終了せざるを得なくなった状況から、合同会社湯らくに無償貸付することで、温泉の営業再開をしていただくための議案であります。去る 2 月議会では、新穂潟上温泉（財産の無償貸付について）の議案は、賛成：7、反対：12 により否決されました。

下記三つの観点から今回こそは、可決すべきものと強く訴えます。

一点目、無償譲渡と無償貸付とは違うということです。貸付であれば 2 年間の契約期間で返還をすることもできるということです。したがって、長期間に渡る継続した運営を行うことができるのか、すなわち経営についてまでの委員会審査は踏み込みすぎであると私は思います。2 月に行われた佐渡市入浴施設の貸与事業者選定に係るプロポーザル審査会で既に合格点の 60 点以上を得ているわけですから。

二点目、新穂潟上温泉を稼働させることで、維持管理に関する佐渡市の負担を軽減することができるということです。今回の補正予算の中には、新穂潟上温泉の施設維持のために約 160 万円を佐渡市が負担する予算が計上されております。もしも 4 月から稼働していただくことができれば約 160 万円の予算計上は不要であったということになります。

三点目、夏のトップシーズン前に営業を再開していただくことで、地元の方のみならず観光・帰省のお客様にも利用していただけるということです。もしも 2 月議会に可決されていれば、4 月上旬頃から新穂潟上温泉の営業は再開することができ、平成から令和への 10 連休を迎えることができました。徐々に忙しくなり、8 月のトップシーズンにも備えることができたこととなります。遅くとも 7 月下旬から営業再開するにあたり、本議会は文字通りのラストチャンスと言えます。

以上、三点が賛成理由です。

二月議会での反対理由は議員それぞれだとは思いますが、執行部の皆さんには公平性を保つことの必要性、説明責任を果たすことの重要性を今一度、認識していただきたいと思います。説明を口頭のみで済ませようという傾向が余りに強いと感じます。説明資料を作成し、口頭と図示による丁寧な説明で議員に理解を求める姿勢が必要であると強く指摘します。執行部の議会への説明は、民間で言えばプレゼンテーションなのです。私は、佐渡市温泉ビジョン（仮称）の策定を意見します。例えば、『2030 年までに地域包括ケアの 4 圏域に公共的な温泉・入浴施設をそれぞれ 1 つ程度残すものとする』といった指針が必要だということです。

2月議会の段階で、本議案に対して、公共的な温泉施設はもう必要ないという考えでの反対であれば分かります。しかしながら、執行部の説明に疑義があるという理由で反対したのであればそれは違うと思います。意見を付けて賛成すれば良いと私は思います。

否決は全否定と同じことです。議案否決され、新穂湯上温泉の運営が停止したことによって、市民の皆さまにご迷惑をおかけしているということだと私は思っております。

毎回申し上げているとおりですが、最後に一議員として、予算審査も決算審査も条例審査も全ての議案審査は、佐渡市政に対する全否定ではなく、部分否定に留めることで、執行部への改善を促していくべきであると強く主張して結びと致します。

議員の皆さま方におかれましては同じ轍（てつ）を踏むことのなきよう、良識ある平和で冷静なご判断により『賛成』をお願いいたします。
